

事 務 連 絡  
平成 26 年 11 月 13 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
専務理事 矢ヶ崎 忠夫

### 要指示医薬品の適正な取扱いについて（周知依頼）

今般、平成26年11月12日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課から、都道府県畜産主務課長に、要指示医薬品等の適正な取扱いがなされるよう、獣医師法及び薬事法について、獣医師をはじめとする関係者に対して改めて周知徹底方依頼したことについて通知されるとともに、本会会員に対する周知徹底を要請されましたのでお知らせします。

本件については、最近、獣医師が犬や猫の診察を行わずに元ペットショップ経営者やブリーダーらに対しワクチン等を無許可販売したとして逮捕される事例が起きていることから、農林水産省として、獣医師法及び薬事法の遵守について、獣医師をはじめとする関係者に対する周知徹底を求めたものです。

これまで獣医師に対する行政処分等各般の不祥事発生時等において、再三に渡り貴会会員獣医師に対する指導の徹底をお願いしているところでありますが、改めて日本獣医師会獣医師倫理綱領（獣医師の誓い—95年宣言）の精神に立ち返り、高度専門職業人としての職業倫理意識を常に発揮するよう、貴会会員獣医師に対し獣医師職業倫理の指導・普及に努められるようお願いいたします。

なお、貴会会員獣医師に対し、①獣医師法、獣医療法、薬事法及び法令違反等の事実が判明した場合には、当該獣医師から農林水産省消費・安全局畜水産

安全管理課担当者または都道府県畜産主務部局に報告するよう指導を行うとともに、②獣医師法上の処分の対象となり得る者の情報を貴会が把握した場合は、その旨を農林水産省消費・安全局畜産安全管理課担当者または都道府県畜産主務部局に情報提供を行うよう、併せてお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：長野

TEL 03-3475-1601



事 務 連 絡  
平成26年11月12日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課  
課長補佐（小動物獣医療担当）

要指示医薬品の適正な取扱いについて（周知依頼）

平素より獣医事行政の推進に御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

このことについて、各都道府県畜産主務課長宛てに別添のとおり通知しましたので、貴会におかれましても、犬や猫等の適正な飼育等に資する観点から、獣医師法及び薬事法について、貴会会員に対して改めて周知徹底していただきますようお願いいたします。



(別添)



事 務 連 絡  
平成26年11月12日

都道府県畜産主務課長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課  
課長補佐（小動物獣医療担当）

### 要指示医薬品の適正な取扱いについて（周知依頼）

平素より獣医事行政の推進に御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

獣医師法では、対象動物の状態を確認することなく医薬品の投与等を行うことで飼育動物に診療上不測の危害が生じることを防ぐ観点から、獣医師が自ら診察しないで劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与又は処方をしてはならない旨を規定しており、同条に規定する農林水産省令で定める医薬品としては、薬事法に基づく農林水産大臣が指定した医薬品（以下「要指示医薬品」という。）等が定められているところです。

要指示医薬品等の投与及び処方に当たっては、「要指示医薬品の投与及び処方に当たっての注意事項について」（平成19年12月19日付け19消安第10237号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）において、「当該家畜に直接対面して診察することを一度も行わずに、電話、FAX等により、当該家畜の症状等を飼育者等から聞き取るのみでは、要指示医薬品を使用することが不可欠な症状であるかどうかを的確に把握し、正しい診断を下すことは通常困難である」旨を、また、「当該家畜に直接対面することを一度も行わず、要指示医薬品を処方することは、一般的には獣医師法第18条の規定に違反する」との解釈を示しています。

なお、獣医師であっても、業として医薬品を販売・授与する場合は、薬事法の規定に基づく医薬品の販売業の許可が必要であり、獣医師が当該許可を受けずに医薬品を販売した場合は、同条に違反します。

昨今、獣医師が犬や猫の診察を行わずに元ペットショップ経営者やブリーダーらに対しワクチン等を無許可販売したとして逮捕される事例が起きていますが、要指示医薬品等の適正な取扱いがなされるよう、獣医師法及び薬事法について、獣医師をはじめとする関係者に対して改めて周知徹底していただくようお願いいたします。

(参考) 獣医師法及び薬事法における関連条文

○獣医師法（昭和24年法律第186号）（抄）

（診断書の交付等）

第18条 獣医師は、自ら診察しないで診断書を交付し、若しくは劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与若しくは処方をし、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証明書を交付し、又は自ら検案しないで検案書を交付してはならない。ただし、診療中死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

○薬事法（昭和35年法律第145号）（抄）

（医薬品の販売業の許可）

第24条 薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列（配置することを含む。以下同じ。）してはならない。ただし、医薬品の製造販売業者がその製造等をし、又は輸入した医薬品を薬局開設者又は医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者に、医薬品の製造業者がその製造した医薬品を医薬品の製造販売業者又は製造業者に、それぞれ販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するときは、この限りでない。

2 （略）